

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2020年12月14日

【会社名】 マルサンアイ株式会社

【英訳名】 MARUSAN-AI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡 辺 邦 康

【本店の所在の場所】 愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地

【電話番号】 0564-27-3700

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長(兼)管理担当 塚 信 好

【最寄りの連絡場所】 愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地

【電話番号】 0564-27-3700

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長(兼)管理担当 塚 信 好

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1 【提出理由】

当社は、2020年12月11日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年12月11日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金70円（普通配当60円、70周年記念配当10円） 総額159,704,160円

ロ 効力発生日

2020年12月14日

第2号議案 定款一部変更の件

より機動的な配当政策及び資本政策を行うため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当、自己株式の取得等を取締役会決議によって行えるよう、変更案第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第7条（自己の株式の取得）は、削除する。

また、剰余金の配当の基準日に関する規定を整備するため、変更案第41条（剰余金の配当の基準日）のとおりの変更を行い、現行定款第42条（中間配当）は、削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

渡辺邦康、堺信好、浅尾弘明、岡田信之、磯村智、加藤一郎、稲垣宏之及び森田尚男を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

成瀬悟、畝部泰則及び新井一弘を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	17,968	13	0	(注) 1	可決 99.68
第2号議案 定款一部変更の件	17,940	41	0	(注) 2	可決 99.52
第3号議案 取締役8名選任の件					
渡辺邦康	17,979	52	0	(注) 3	99.46
堺信好	17,940	41	0		99.52
浅尾弘明	17,940	41	0		99.52
岡田信之	17,940	41	0		99.52
磯村智	17,940	41	0		可決 99.52
加藤一郎	17,938	43	0		99.51
稲垣宏之	17,955	26	0		99.61
森田尚男	17,930	51	0		99.47
第4号議案 監査役3名選任の件					
成瀬悟	17,950	31	0	(注) 3	99.58
畝部泰則	17,928	53	0	可決	99.46
新井一弘	17,939	42	0		99.52

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。